

の元名、和多須神と延喜式に出でたるなどに思ひ合はずべし、書紀通證に「由良比女神社、元名和多須神、豐玉姫也、其祈渡渢、見子袖中抄、

ゆくけふも歸らん時も玉鉢のちぶりの神を祈れとぞおもふ

顯昭曰、知夫利神、即道振之神歟、海路亦祈之、又一宮記に「當社を國內一宮と云へるに、今里人も知らぬばかりの小社となれるは、いかにも不審なり、此例他國にもあり乱すべし」とあり、本社の所在地を、神名帳考證、隱州視聽合記、一宮巡詣記などには「今浦郷、薄子浦の山岬に在り」と記せり、神社観錄に「祭神明か也大己貴命、後須勢利姬命云々、連胤接するに、此帳分註に、元名和多須神とある六字は、後人頭註に據りての加筆なるべし、此例あり」といへれど、神名帳考證には「由良比女神社名神大元名」と記せり、古事記傳に「須勢利比賣神云々、古來隱岐國ノ一ノ宮なれば、國人の崇敬は云ふも更なり、他國人も普く知る」とも見ゆ、古老の傳説に曰く「神武天皇の御宇、此神社の西方由良の浦の疊石といふ處に、鳥賊を御手に持ち、芋桶に乗りて出現し給ふ故に今猶毎年十月より十二月に至る際、鳥賊の此浦に漂ひ寄ること夥しく、多き歳は數萬尾、少き歳も數百尾に下らす、中にも十月二十九日神歸の祭典ある夜は、鳥賊の漂著せざる歳なし、且古來殿内に不開箱と稱するものあり、明治八年之を開き見しに、量器に似たる箱三箇ありき、年久しきがために、形狀、木質共に分明ならざれども頗る古雅にして、中古以後のものとも覺えず、或は彼の大神の乗らせ給へる芋桶にはあらずやと想像せらる」云々、社記に見えたり、明治初年郷社に列す、社殿の棟數、本殿(明神造、檜材、高欄付、桁一間二尺、梁一間二尺)向拜(唐破風檜材、桁一間一尺、梁一間一尺)廊下(平屋根、松材桁三間、梁二間拜殿(入母屋造、松材、流向拜付、十二坪三合一勾)參籠所(入母屋造、松材、流向拜付十三坪九合五勾)隨神門(入母屋造、松材、流向拜付十三坪九合五勾)

二間半、梁一間半)境内坪數四百坪ありて、寶物は古樹一個古傳說に、大神の當國渡御時の乘り給ひしものとぞ、鏡三面(八角形傳來不詳)土玉一顆(從二寸三分元祿七年十月)等を藏せりと云ふ。

例祭	七月二十九日	神饌幣帛料供進	明治四十年九月二十七日
特有の祭事	二月初午、九月十九日	指定年月日	告示第二百四十號
會計法適用		氏子戸數	二百六十四戸
指定年月日		崇敬者員數	一萬人

○島根縣隱岐國穩地郡五箇村大字久見 郷社 伊勢命神社

祭神 伊勢命

御神體は鏡なる由、神名帳考證に「今在酌村成作波村之辰巳山麓號伊勢明神」延喜式に「穩地郡、伊勢命神社名神大」續日本後紀に「嘉祥元年十一月丁巳朔壬申、隱岐國伊勢命神預明神例、緣屢有靈驗也」など見え、國內神名記に「正四位上伊勢命明神」とあり、古老の傳説に創立年代は詳かならざれども、往古現社地の南方凡五十間を隔て、約千五百坪の田畠あり、此處に夜々神火の燃ゆることありければ、村民等以て神明の出現となし、假に此處に小祠を建立せしに、年を追ひて盛りになりければ、神火の出現も止みぬ、然れども同地は暴風に吹き荒さるゝ憂あるを以て、現今之地に遷せり、されば今もなほ舊社地をかりや(意か)といふ、又同字の内に、太古